

# 令和5年2月定例総会

令和5年2月8日開催

# 議 事 録

土佐清水市 農業委員会

## 令和4年度第11回土佐清水市農業委員会議事録

1. 開催日時 令和5年2月8日(水) 午後3時00分～午後3時30分
2. 開催場所 土佐清水市役所 二階 第一会議室
3. 出席委員(11人)

農業委員	1番	上野 貴生
	2番	野老山卓男
	3番	尾崎 和代
	4番	池田 克彦

推進委員	1番	安田 泰平
	2番	弘田 好希
	3番	田邊 昌一
	4番	上野 清吉
	5番	坂本 直幸
	6番	宮上 昌三
	7番	岡田 弘重

4. 欠席委員(1人)

5番 岡崎 直正

5. 議事日程

議案第1号 非農地証明の審議について

議案第2号 農用地利用集積計画(利用権の設定)の審議について

議案第3号 農用地利用配分計画(案)の意見聴取について

議案第4号 その他の件について

①次回開催日

## 6. 農業委員会事務局職員

事務局長兼農林水産課長	和泉 政彦
事務局係長兼農林水産課長補佐	早川 幸夫
事務局員	田邊 元寛
農林水産課農業係 係長	出口 直人
農林水産課農業係	藤本 航二郎
農林水産課農業係	江口 秋美

議長  
(上野会長)

それでは、ただ今から土佐清水市農業委員会、2月定例総会を開会致します。

この際、本日の遅刻・欠席者につきまして、報告いたします。

本日は岡崎委員から欠席の連絡を受けております。

それでは議事に移ります。本日の議題は、

議案第1号 非農地証明の審議について

議案第2号 農用地利用集積計画（利用権の設定）の審議について

議案第3号 農用地利用配分計画（案）の意見聴取について

議案第4号 その他の件について

以上の審議をお願い致します。

なお、本日の議事録署名委員として

3番 尾崎 委員

4番 池田 委員 の2名を指名いたします。

それでは議事に移ります。発言の際には挙手のうえ、指名を受けてから発言をお願いします。

それでは、議案第1号 非農地証明の審議について、担当者より説明を求めます。

事務局  
早川

それでは、議案第1号 非農地証明の審議について、説明いたします。

1 ページから 4 ページでご確認ください。

1 ページから説明を行います。

申請者の住所氏名は記載のとおりです。

申請地は、下ノ加江で、登記地目は畑、面積は 94 m<sup>2</sup>です。位置は、2 ページをお願いします。下ノ加江保育園の北側約 60m の場所です。3 ページに拡大図を添付しております。申請地の西側 (669-1) は、地目が畑となっていました。が、現況は原野化しており、北側・東側は地目が山林で、南側は原野となっております。

申請理由は、平成 3 年に相続したが、一度も耕作せず 30 年放置して山林化したため、山林として地目変更したいとのことです。また、その後、お墓を建てる予定があるとのことであり、今回、非農地として整理をするものです。申請地の北側・南側は、墓地となっており、周りに他の農地はなく、農地への支障はありません。

非農地証明の許可基準（抜粋）で説明いたしますと

① 自然災害により災害地等で農地への復旧ができないと認められた  
土地

② 耕作不適當など、やむを得ない事情によって 15 年以上耕作放棄されたため、自然潰廃した土地で、農地への復旧ができないと認められた土地

③ 人工的に転用した土地で、転用行為から 20 年以上経過しており、その開発行為及び建設行為などで他法令の許可を受けているか受ける見込みがあり、農地行政上も特に支障がないと認められる土地

などとなっています。

今回は、②に該当するものです。

4 ページに現況写真を添付しています。

以上の申請を 1 月 19 日に受付を行い、関係書類を確認しております。

この案件については、安田委員に現地の確認を行ってもらっています。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長  
(上野会長)

ただ今の説明に関して、地区担当委員より補足説明があればお願い  
します。

安田委員

下ノ加江保育園の横の土地なんですけども、4 ページの写真で見られ  
たとおり土砂の流失等も見られました。

この横の道を少し上の方に行くと地区の墓もあり、周りもお墓になっ  
ていました。畑にするのは難しいと思います。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長  
(上野会長)

以上で、議案についての説明が終わりました。

本件について、質疑、意見のある方は挙手をお願いします。

宮上委員

もう30年以上耕作してないと言う事なので、非農地にしてもいいと

思います。現地の写真を見ても山林化しているのでいいと思います。

議長  
(上野会長)

他にありませんか。

ないようですので、これより採決に移ります。

議案第1号 非農地証明の審議について

議案のとおり承認することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって本件は議案のとおり承認いたします。

議長  
(上野会長)

それでは、次に移ります。

議案第2号 農用地利用集積計画（利用権の設定）の審議について

を行いますが、本日は2件の審議となっていますので、1件ごとに採

決を求めることといたします。

それでは、担当者より説明を求めます。

事務局  
藤本

議案書5ページをお開きください。議案第2号 農用地利用集積計画

(利用権の設定)の審議について、整理番号 4-003 について、ご説明  
します。借受人は下益野地区で施設キュウリの栽培をされている方の  
手伝いをしており、その方が今作で営農を終えられるとのことなの  
で、営農を継承という形で新規就農をするにあたって、新たに利用権  
設定の申請がありました。

借受人、地区、氏名、住所は記載のとおりです。

認定所在地は記載のとおり、地目は田、面積 計 3,035 m<sup>2</sup>、現在園芸  
用ハウスが建っていますが、営農を継承するにあたり、借受人が所有  
権を持ち活用することとなっております。

賃料については、10a あたり 59,308 円、年間で 180,000 円を現金で  
支払う予定です。

始期につきましては令和 5 年 6 月 15 日、終期は令和 15 年 6 月 14 日  
までの 10 年間となっております。始期について現在から期間が開い  
ていますが、県の補助事業の関係上令和 5 年 6 月 15 日に設定してい  
ます。

6～7 ページに航空写真、8 ページに現況写真を添付しております。

借受人の農業経営の状況については、農業従事者が 3 名を予定、主要  
な農機具の保有状況については今後トラクター 1 台、管理機 1 台を取  
得予定となっております。



ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長  
(上野会長)

ただ今の説明に関して、地区担当委員より補足説明があればお願い  
します。

弘田委員

事務局と現地確認に行ってきた。見てのとおりハウスです。  
ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長  
(上野会長)

以上で、議案についての説明が終わりました。  
本件について、質疑、意見のある方は挙手をお願いします。

野老山委員

現在作っている方がやめると言うことですか？

弘田委員

はい、そうです。現在キュウリを作っています。

議長  
(上野会長)

他にありませんか。

ないようですので、これより採決に移ります。

議案第2号 農用地利用集積計画（利用権の設定）の審議①について

議案のとおり承認することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって本件は議案のとおり承認いたします。

事務局  
江口

それでは、議案第2号 農用地利用集積計画（利用権の設定）の審議②について、担当者より説明を求めます。

お手持ち資料をお願いいたします。9ページ議案第2号 農用地利用集積計画（利用権の設定）の審議②について、ご説明します。

今回の内容としましては、議案にある農地は農地中間管理権の新規設定を行うため、その前段の処理として、地権者と農業公社との間で新規に利用権の設定を行うものとなります。

借受人は公益財団法人 高知県農業公社となります。

認定所在地は記載のとおり、合計17筆、15,585㎡となります。地目は田になります。始期につきましては、R5年2月10日、終期はR15年2月9日までの10年間となっております。作物はすべて水稲となっております。

賃料等については、10a当り5,000円となります。

追加資料としまして10Pから17Pに位置図①～③及び現地写真①～⑤を貼付しております。

以上、ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長  
(上野会長)

ただ今の説明に関して、地区担当委員より補足説明があればお願いいたします。

弘田委員

1月19日と現場に行っておきました。事務局の説明通りですが、現場  
を見ている時に畔を取っているのが何件か見受けられました。  
当事者同士で話し合っていると思いますが少し気になりました。  
ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長  
(上野会長)

以上で、議案についての説明が終わりました。  
本件について、質疑、意見のある方は挙手をお願いします。

野老山委員

借受人と貸付人と逆じゃないですか？

事務局  
出口

すいません、記載に不備がありまして借受人は農業公社で、貸付人は、  
農事組合法人三崎ではなく、個人の方が農業公社に貸し付けるという  
事になります。

野老山委員

公社から農人組合法人が借り受けるがじゃないですか？

事務局  
出口

それがこのあと配分計画案で審議していただく分です。  
前段の部分で農業公社と地権者と利用権の設定が先にありまして、  
今はこの先の部分です。貸付人は、18ページに記載している方々とな

議長  
(上野会長)

ります。

他にありませんか。ないようですので、これより採決に移ります。

議案第2号 農用地利用集積計画（利用権の設定）の審議②について

議案のとおり承認することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって本件は議案のとおり承認いたします。

それでは、次に移ります。議案第3号 農用地利用配分計画（案）の

意見聴取について、担当者より説明を求めます。

事務局  
江口

18ページをお願いいたします。議案第3号 農用地利用配分計画(案)

についての意見聴取について、ご説明します。

対象の農地としましては、先ほど協議してもらいました、9ページの

三崎中井デ 2656 番地、他 16 筆の農地になります。

全体として、借受人は農事組合法人三崎で、現在耕作を行う面積が

240,727 m<sup>2</sup>で、今回中間管理機構を通じて中間管理権の設定を希望す

る面積が 15,585 m<sup>2</sup>となっております。

18 ページの配分計画（案）左の農用地等の借受見込みの設定する権利

の期間については、今回の配分計画（案）を農業公社に送付し、知事

の公告があつてから、機構が借りている残りの期間のまでとなるため、空白にしています。

19 ページに借受選定理由書を付けさせていただいておりますが、市内で中間管理事業を通して、農地集積を進めたいと手を挙げられている受け手の方を一覧で載せております。この中で1 基本事項への適合から検討して○が多い方を優先順位として配分したということになっております。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長  
(上野会長)

ただ今の説明に関して、地区担当委員より補足説明があればお願いいたします。

弘田委員

事務局の説明通りです。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長  
(上野会長)

以上で、議案についての説明が終わりました。

本件について、質疑、意見のある方は挙手をお願いします。

安田委員

この中間管理機構をはさんで借りるという事は、今日配っていただいた資料の4月からの法改正のとおり、これだけになるのですか？

事務局  
早川

今日お配りした法改正③については、今、現在もありまして、今後は、  
これだけが残るという事になります。

事務局  
出口

補足ですが、令和5年度からこういう形にもっていくのですが、地域  
計画が確定するまでは、一定の経過措置で猶予期間があります。

議長  
(上野会長)

他にありませんか。

ないようですので、これより採決に移ります。

議案第3号 農用地利用配分計画（案）の意見聴取について

議案のとおり承認することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって本件は議案のとおり承認いたします。

議長  
(上野会長)

それでは、議案第4号 その他の件について

次回の定例総会は、令和5年3月8日（水）午後3時から

会場は、土佐清水市役所第一会議室にて行います。

その他に何かご意見はございませんか？

ないようでしたら、これで2月定例総会を閉会といたします。